

自動販売機設置場所の貸付等についての入札説明書

板橋区（以下「区」という。）では、区施設利用者及び従事職員の利便性の向上、災害時における飲料水の確保、施設等の余裕スペースの活用並びに収入確保を図るため、区施設に設置する自動販売機の設置事業者を募集し、一般競争入札によって決定します。

1 入札物件一覧表

物件番号	所 在 地 施 設 名 ・ 設 置 場 所		設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
1	A	板橋区向原一丁目18番17号 大谷口地域センター 向原ホール 2階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	B	板橋区常盤台四丁目14番1号 常盤台地域センター（教育科学館併設）1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	C	板橋区小豆沢一丁目8番1号 志村坂上地域センター 志村コミュニティホール① 3階	1.55 m ²	横1.05m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	D	板橋区成増三丁目11番3-405号 成増地域センター① 4階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	E	板橋区高島平三丁目12番28号 高島平地域センター 高島平区民館 3階	1.6 m ²	横1.1m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
2	A	板橋区板橋三丁目14番15号 板橋地域センター 1階	1.6 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.4m×奥行1.0m			

物件番号	所 在 地 施 設 名 ・ 設 置 場 所		設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
2	B	板橋区熊野町40番9号 熊野地域センター 屋外	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			なし
	C	板橋区大谷口二丁目12番5号 大谷口地域センター 1階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	D	板橋区前野町二丁目43番15号 前野地域センター 前野ホール② 1階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	E	板橋区成増三丁目11番3-405号 成増地域センター② 4階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
3	A	板橋区坂下二丁目18番1号 蓮根地域センター 屋外	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			なし
	B	板橋区前野町二丁目43番15号 前野地域センター 前野ホール① 1階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	C	板橋区東新町二丁目45番6号 桜川地域センター 屋外	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			なし
	D	板橋区成増三丁目11番3-405号 成増地域センター③ 5階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	E	板橋区徳丸三丁目35番15号 徳丸地域センター 屋外	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			なし
4	A	板橋区大山東町51番1号 文化会館① 1階エントランスホール	1.32 m ²	横0.9m×奥行0.8m 横1.0m×奥行0.6m	通常型		

物件番号	所 在 地 施設名・設置場所	設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
4	B 板橋区大山東町51番1号 文化会館③ 1階大ホール	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			
	C 板橋区栄町36番1号 グリーンホール① 1階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			
	D 板橋区赤塚五丁目34番27号 美術館 1階	1.12 m ²	横0.9m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.8m	通常型		
	E 板橋区成増三丁目13番1号 アイエビル3階 成増アートギャラリー① 3階	0.84 m ²	横0.8m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.4m	通常型		
5	A 板橋区大山東町51番1号 文化会館② 1階エントランスホール	1.32 m ²	横0.9m×奥行0.8m 横1.0m×奥行0.6m	通常型		
	B 板橋区大山東町51番1号 文化会館④ 2階大ホール	1.95 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横1.5m×奥行0.5m			
	C 板橋区栄町36番1号 グリーンホール② 1階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			
	D 板橋区成増三丁目13番1号 アイエビル3階 成増アートギャラリー② 3階	0.84 m ²	横0.8m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.4m	通常型		
	E 板橋区板橋二丁目65番6号 情報処理センター② 1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			

物件番号		所 在 地 施 設 名 ・ 設 置 場 所	設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
5	F	板橋区板橋二丁目65番6号 情報処理センター④ 1階	1.3 m ²	横0.8m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m	通常型		
6	A	板橋区本町24番1号 公文書館 1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	B	板橋区前野町四丁目16番1号 おとしより保健福祉センター 1階	1.1 m ²	横1.2m×奥行0.8m 横0.35m×奥行0.4m			
	C	板橋区志村三丁目32番6号 志村ふれあい館① 1階	1.7 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m	ユニバーサル デザイン		
	D	板橋区仲町20番5号 仲町ふれあい館① 2階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	E	板橋区徳丸二丁目12番12号 徳丸ふれあい館 1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	F	板橋区板橋二丁目65番6号 情報処理センター① 1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	G	板橋区板橋二丁目65番6号 情報処理センター③ 1階	1.3 m ²	横0.8m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m	通常型		
7	A	板橋区志村三丁目32番6号 志村ふれあい館② 1階	1.6 m ²	横1.1m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	B	板橋区仲町20番5号 仲町ふれあい館② 2階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			

物件番号	所 在 地 施設名・設置場所	設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
7	C 板橋区板橋三丁目50番1号 東板橋庭球場 管理棟	1.80 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m			
	D 板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢庭球場① レストルーム	1.27 m ²	横1.2m×奥行0.85m 横0.5m×奥行0.5m			
	E 板橋区高島平二丁目24番1号 高島平多目的運動場① 管理棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			
8	A 板橋区赤塚一丁目10番13号 赤塚健康福祉センター 1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			
	B 板橋区高島平九丁目25番12号 障がい者福祉センター 4階	1.45 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m	ユニバーサル デザイン		
	C 板橋区三園二丁目29番 三園福祉園 屋外	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			なし
	D 板橋区東坂下二丁目20番9号 板橋東清掃事務所④ 3階	1.29 m ²	横1.3m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.5m			
	E 板橋区小豆沢三丁目1番1号 小豆沢庭球場② レストルーム	1.27 m ²	横1.2m×奥行0.85m 横0.5m×奥行0.5m			
	F 板橋区高島平二丁目24番1号 高島平多目的運動場② 管理棟	1.55 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			
9	A 板橋区成増一丁目12番4号 成増生涯学習センター① 2階	1.05 m ²	横1.0m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.5m			

物件番号	所 在 地 施設名・設置場所	設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
9	B 板橋区大原町5番18号 大原生涯学習センター① 2階	1.5 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.6m		ペットボトル不可	
	C 板橋区赤塚六丁目38番1号 赤塚支所① 1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m		ペットボトル不可	
	D 板橋区赤塚六丁目38番1号 赤塚支所② 2階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m			
	E 板橋区赤塚六丁目38番1号 赤塚支所③ 地下1階職員休憩室	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.5m		ペットボトル不可	
10	A 板橋区成増一丁目12番4号 成増生涯学習センター② 2階	1.05 m ²	横1.0m×奥行0.8m 横0.5m×奥行0.5m			
	B 板橋区大原町5番18号 大原生涯学習センター② 2階	1.5 m ²	横1.2m×奥行1.0m 横0.5m×奥行0.6m		ペットボトル不可	
	C 板橋区徳丸六丁目29番13号 郷土芸能伝承館 1階	0.94 m ²	横0.9m×奥行0.7m 横0.35m×奥行0.9m	通常型		
	D 板橋区高島平八丁目29番2号 熱帯環境植物館① 2階	1.27 m ²	横1.2m×奥行0.65m 横0.4m×奥行0.55m		ペットボトル不可	
	E 板橋区前野町四丁目6番1号 エコポリスセンター 1階	1.65 m ²	横1.2m×奥行0.75m 横0.5m×奥行0.5m		ペットボトル不可	
	F 板橋区舟渡四丁目16番6号 リサイクルプラザ 1階プラザゾーン	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横0.5m×奥行1.0m		ペットボトル不可	

物件番号		所 在 地 施設名・設置場所	設置面積	設置可能範囲 上段：自動販売機 下段：回収ボックス	機能 (災害対応型以外)	販売不可商品	消費税
10	G	板橋区蓮根二丁目28番1号 志村福祉課1階	1.8 m ²	横1.3m×奥行1.0m 横1.0m×奥行0.5m			

- ※ 設置場所は巻末資料「配置図」及び現地にて確認してください。
- ※ 自動販売機導入商品は施設管理者の許可を取ってください。
- ※ 板橋区資源環境部環境政策課の施策により、今後、各施設にウォーターサーバーを設置する可能性があります。

2 スケジュール

項目	日 程
入札説明書配布	令和7年10月31日（金）から
入札参加申込受付期間	令和7年10月31日(金)から11月13日(木)まで
入札参加資格の通知	令和7年11月20日（木）まで
質問受付期間	令和7年11月20日(木)から11月26日(水)まで
質問回答	令和7年12月2日（火）まで
入札及び開札	令和7年12月9日（火）
契約書等の提出	令和8年1月30日（金）頃
契約の締結（貸付等開始）	令和8年4月1日（水）

3 入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者は、入札に参加することができます。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 法人にあっては東京都内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては板橋区内で事業を営んでいること。
- (4) 自動販売機の設置業務において、令和7年4月1日現在、自ら管理・運営する3年以上の実績を有していること。
- (5) 東京都板橋区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月6日区長決定）第2条に規定する暴力団及び暴力団員等でないこと。
- (6) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体もしくはその構成員でないこと。
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けているもしくは過去に受けたことのある団体、その他役職員または構成員でないこと。
- (8) 設置事業者の募集において、落札後正当な理由なく辞退してから2年を経過しない者でないこと。
- (9) 申込開始日から開札日までに東京都板橋区競争入札参加有資格者指名停止要綱（平成17年3月31日区長決定）に基づく指名停止を受けていないこと。

4 売上実績（年間）及び最低入札価格（月額）

物件番号	施設名・設置場所	令和6年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
1	A 大谷口地域センター向原ホール 2階	392,780 円	31,679 円	5,951 円
	B 常盤台地域センター（教育科学館 併設） 1階	520,800 円		7,891 円
	C 志村坂上地域センター 志村コミ ュニティホール① 3階	265,090 円		4,017 円
	D 成増地域センター① 4階	313,400 円		4,748 円
	E 高島平地域センター 高島平区民館 3階	598,770 円		9,072 円
2	A 板橋地域センター 1階	315,170 円	32,388 円	4,775 円
	B 熊野地域センター 屋外	465,560 円		7,054 円
	C 大谷口地域センター 1階	340,680 円		5,162 円
	D 前野地域センター 前野ホール② 1階	309,030 円		4,682 円
	E 成増地域センター② 4階	707,180 円		10,715 円
3	A 蓬根地域センター 屋外	1,525,290 円	32,229 円	23,110 円
	B 前野地域センター 前野ホール① 1階	146,110 円		1,107 円
	C 桜川地域センター 屋外	237,320 円		3,596 円
	D 成増地域センター③ 5階	109,430 円		829 円
	E 徳丸地域センター 屋外	236,750 円		3,587 円
4	A 文化会館① 1階エントランス ホール	567,390 円	42,907 円	8,597 円
	B 文化会館③ 1階大ホール	717,000 円		10,864 円
	C グリーンホール① 1階	1,245,490 円		18,871 円
	D 美術館 1階	249,830 円		3,785 円
	E 成増アートギャラリー① 3階	104,270 円		790 円

物件番号		施設名・設置場所	令和6年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
5	A	文化会館② 1階エントランスホール	736,640 円	41,837 円	11,161 円
	B	文化会館④ 2階大ホール	308,640 円		4,676 円
	C	グリーンホール② 1階	1,229,360 円		18,627 円
	D	成増アートギャラリー② 3階	162,150 円		1,228 円
	E	情報処理センター② 1階	350,840 円		5,316 円
	F	情報処理センター④ 1階	109,400 円		829 円
6	A	公文書館 1階	368,590 円	40,446 円	5,585 円
	B	おとしより保健福祉センター 1階	370,530 円		5,614 円
	C	志村ふれあい館① 1階	252,010 円		3,818 円
	D	仲町ふれあい館① 2階	329,680 円		4,995 円
	E	徳丸ふれあい館 1階	615,600 円		9,327 円
	F	情報処理センター① 1階	451,180 円		6,836 円
	G	情報処理センター③ 1階	281,890 円		4,271 円
7	A	志村ふれあい館② 1階	531,560 円	41,641 円	8,054 円
	B	仲町ふれあい館② 2階	527,670 円		7,995 円
	C	東板橋庭球場 管理棟	250,070 円		3,789 円
	D	小豆沢庭球場① レストルーム	1,015,560 円		15,387 円
	E	高島平多目的運動場① 管理棟	423,480 円		6,416 円
8	A	赤塚健康福祉センター 1階	223,330 円	38,151 円	3,384 円
	B	障がい者福祉センター 4階	144,090 円		1,092 円
	C	三園福祉園 屋外	108,290 円		820 円
	D	板橋東清掃事務所④ 3階	457,440 円		6,931 円
	E	小豆沢庭球場② レストルーム	1,167,380 円		17,688 円
	F	高島平多目的運動場② 管理棟	543,600 円		8,236 円

物件番号	施設名・設置場所		令和6年度 売上実績	最低入札価格 (月額)	内訳
9	A	成増生涯学習センター① 2階	558,580 円 ※1	44,590 円	2,821 円
	B	大原生涯学習センター① 2階	130,420 円		988 円
	C	赤塚支所① 1階	1,737,220 円		26,322 円
	D	赤塚支所② 2階	582,600 円		8,827 円
	E	赤塚支所③ 地下1階職員休養室	371,690 円		5,632 円
10	A	成増生涯学習センター② 2階	533,810 円 ※1	40,794 円	2,696 円
	B	大原生涯学習センター② 2階	293,140 円		4,442 円
	C	郷土芸能伝承館 1階	155,570 円		1,179 円
	D	熱帯環境植物館 ①2階	1,122,280 円		17,004 円
	E	エコポリスセンター 1階	260,820 円		3,952 円
	F	リサイクルプラザ 1階プラザ ゾーン	195,070 円		1,478 円
	G	志村福祉課 1階	662,850 円		10,043 円

最低入札価格（月額）には、消費税及び地方消費税に相当する額は加算されていません。

※1 物件番号9の「成増生涯学習センター① 2階」と物件番号10の「成増生涯学習センター② 2階」は、令和9年4月から長寿命化工事実施予定であり、工事開始前に自動販売機の撤去が必要となるため、最低入札金額（月額）を12月/36月しています。

5 自動販売機の設置条件

(1) 設置事業者の施設使用形態

地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第2項第4号の規定に基づき区が設置事業者に対し、行政財産である土地若しくは建物の一部を賃貸するものです。

(2) 貸付等期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 貸付料

入札により貸付料を決定します。

各年度の貸付料を区が定める期限(毎年度4月末日)までに納付(1年分の貸付料を一括前払い)していただきます。

(4) 貸付等期間内に30日以上連続して、施設の維持管理に係る補修工事等のため自動販売機を使用できないとき（最低入札価格に反映している部分は除く）は、既納の貸付料又は使用料のうち、当該期間中の貸付料又は使用料を日割り計算により返還を求めることができます。

(5) 設置費の負担等

自動販売機の設置・撤去、証明用電気計器(以下「子メーター」という。)の設置、電源を確保するための電気工事(電源が無い場合)並びに安全対策等は設置事業者が契約期間内に行い、これに要する費用はすべて設置事業者の負担とします。また、電気工事を必要とするときは施設管理者の指示に従って行い、工事完了後は、その旨を直ちに当該施設管理者に報告し、検査を受けてください。

(6) 電気料金

① 子メーターを設置していただき、電気料金を区が発行する納入通知書により、指定する日までに納入していただきます。

毎月の電気料計算方式は次のとおりです。

【計算方式】

貸付又は設置 許可物件の 月額電気料金	子メーターの直結する 親メーターによって 計算される月額電気料金	$\times \frac{\text{子メーターの表示する}\text{月間消費電力量}}{\text{子メーターの直結する}\text{親メーターの表示する}\text{月間消費電力量}}$
---------------------------	--	---

② 物件番号3の桜川地域センター屋外、徳丸地域センター屋外については、既存の電気引込柱等の電気設備を使用し名義変更のうえ、直接、電気事業者に電気料金を納めてください。なお、使用する電気設備については設置事業者の責任により管理してください。

(7) 販売品目

缶、ペットボトル、紙パック、ビン等の飲料水とし、次のものは除きます。

〈除外品目〉

- ① 酒類
- ② 飲料水以外（タバコ、雑貨品等）

なお、自動販売機設置後の販売品目の変更は、施設管理者と協議のうえ、施設利用者等のニーズに合わせて適宜行ってください。また、機器（回収ボックスも含む）を設置する前に、機器のカタログ及び販売品目の一覧を提出してください。機器及び販売品目の変更を行う場合も同様とします。

なお、板橋区地球温暖化対策実行計画における区施設でのプラスチック製品の使用抑制を行っているため、以下の施設に設置する自動販売機については、ペットボトルの販売は不可とする。詳細については、配置図の特記事項を参照ください。

〈ペットボトル不可の物件番号および施設名・設置場所〉

物件番号9 大原生涯学習センター①2階、赤塚支所①1階、赤塚支所③地下1階職員休養所

物件番号10 大原生涯学習センター②2階、熱帯環境植物館①2階、エコポリスセンター1階、リサイクルプラザ1階プラザゾーン

(8) 販売価格

標準販売価格以下としてください。また、販売価格について、設置事業者が施設管理者と協議を行い、販売価格を決定してください。

ただし、下記物件については記載のとおりに対応してください。

- ・ 物件番号8 板橋東清掃事務所④3階は、販売品目に500mlミネラルウォーターを含むようにしてください。

なお、現在、板橋東清掃事務所に設置してある他の自動販売機でのミネラルウォーター販売価格は90円となっているため、他より販売価格が高くなつた場合、売上に影響する可能性があります。

(9) 機器等の設置

① 「自動販売機の据付基準」（JIS規格）や業界自主基準などを遵守した転倒防止策を講じてください。

② 「自販機堅牢化基準」（日本自動販売機工業会）や偽造硬貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止など設置場所に応じた防犯対策を講じてください。

③ 自動販売機は特に指定がない限り「災害対応型」を設置してください。

- ・「災害対応型」は、災害時に、電源の供給が断たれた状態であっても自動販売機内の飲料品を提供できる機能とします。

- ・「ユニバーサルデザイン」は、高齢者、障がい者等の利用に配慮した機能とします。

④ 自動販売機の外観はデザインや使用する色彩など、周辺設置場所への景観配慮に努めてください。また、特記事項にデザインの指定がある場合は対応してください。

⑤ 自動販売機の管理及び販売品目に関すること以外の宣伝広告類の掲示はできません。

⑥ 「照明の自動点灯」「学習省エネ」「ピークカット」など消費電力量の低減技術を導入した機器や、ノンフロン冷媒を採用した機器など環境負荷の軽減に努めてください。

⑦ 容器回収ボックスは、物件ごとに容器の種類に応じた分別回収ボックスを設置してください。ただし、同一施設内に飲料用自動販売機が併設されている物件については、事業者間で協議し、適切な分別回収が可能であれば共同利用を可とします。また、使用済容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、使用済容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済容器と一般ゴミの混入防止を図ってください。

⑧ 複数台を設置する箇所については、設置する順序など、事業者間で調整してください。

⑨ 可能な限り電子マネー・キャッシュレス決済対応を行うよう努めてください。

(10) 維持管理及び衛生管理

① 「食品衛生法」（昭和 22 年法律第 233 号）や業界自主基準などを遵守した商品の品質、衛生管理の徹底を図ってください。

② 商品の補充及び金銭管理並びにゴミの回収及びリサイクルは適切に行ってください。また、搬出入の時間及び経路については、施設管理者の指示に従ってください。

③ リサイクルについては、積極的に水平リサイクルに取り組むこと。

④ 自動販売機及び自動販売機周辺の清掃を適宜行ってください。また、容器回収ボックスから、容器があふれないように回収を行ってください。屋外に設置する自動販売機については特に留意してください。

⑤ 通商産業省（現経済産業省）、農林水産省、大蔵省（現財務省）、厚生省（現厚生労働省）の4省共同通達「自動販売機に対する統一ステッカー貼付の実施要綱」に基づき、自動販売機管理者ステッカーを解りやすい位置に貼付してください。自動販売機等の故障、保守修理、問い合わせ及び苦情については設置事業者の責任において速やかに対応してください。また、故障等の連絡にかかる経費は設置事業者の負担とします。

(11) 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定について

地震、風水害等の災害時において、自動販売機内の商品を無償提供することについて、区と別途協定書を締結していただきます。ただし、アイス自動販売機において、設置事業者は、協定書を締結する必要はありません。

(12) 災害時における飲料水等の供給に関する協定について

板橋区地域防災計画に基づき、災害応急対策業務を実施する必要が生じた場合の飲料水等（ミネラルウォーター、その他の飲料）の供給について、区と別途協定書を締結していただきます。ただし、アイス自動販売機において、設置事業者は、協定書を締結する必要はありません。

(13) その他

各設置場所における個別の条件については、配置図の特記事項を確認のうえ、対応してください。また、関係法令の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への届出、商品販売に必要な許可、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行ってください。なお、本仕様書に定めのない事項については、区と協議のうえ決定します。

6 実績報告

月毎の販売個数及び売上金額について、実績報告書（様式4号）にて定期的に区（施設管理者）へ報告してください。

複数台を一括契約している場合は、設置場所ごとに実績報告書を作成してください。

7 入札参加申込書及び提出書類

次に該当するものを、入札物件の件数にかかわらず1部提出してください。なお、提出していただいた書類は返却いたしません。

	提出書類	法人	個人
①	入札参加申込書（様式1号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	誓約書（様式2号）	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）	<input type="radio"/>	
④	住民票		<input type="radio"/>
⑤	納税証明書その1	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑥	設置する自動販売機及び回収ボックスのカタログ (デザインが分かることが条件)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑦	販売品目のカタログ	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
⑧	現在自ら管理・運営している物件の契約書（写） ※3年以上管理・運営していることがわかるもの ※現在板橋区において、入札により自動販売機を設置 している業者については不要	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

※ ③、④及び⑤については発行後3か月以内の原本とします。⑤については申込日に取得できる、直前の年分のものとします。法人については法人税を、個人については所得税の納税証明書を提出してください。

※ 回収ボックスは大きさや分別種類などがわかるものであれば、写真などでも可とします。

8 入札参加申込書及び提出書類の提出期限、場所及び方法

- (1) 提出期限 令和7年11月13日(木)午後4時まで
- (2) 受付日時 令和7年10月31日(金)から
令和7年11月13日(木)の午前9時から午後4時まで
ただし、正午から午後1時までの時間帯並びに土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日は受け付けていません。
- (3) 提出場所 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所 北館7階13番窓口
総務部契約管財課管財用地係
- (4) 提出方法 窓口に直接持参

9 入札参加資格の審査及び通知

区において入札参加資格の審査を行い、審査結果を入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に送信します。

送信予定日 令和7年11月20日(木)まで

10 質問及び回答

- (1) 質問期間 令和7年11月20日(木)から
令和7年11月26日(水)午後4時まで
- (2) 質問方法 質問は、電子メールにてお願ひします。
質問受付電子メールアドレス so-kanzai@city.itabashi.tokyo.jp
- (3) 回 答 令和7年12月2日(火)までに、入札参加申込書の「事務担当者」欄にご記入いただいた電子メールアドレス宛に、質問に対する回答を送信します。
※ 質問者を伏せて、質問内容及びその回答は、すべての入札参加者に送信します。

11 入札及び開札の執行について

- (1) 会 場 板橋区板橋二丁目66番1号
板橋区役所 本庁舎 北館9階 大会議室A
- (2) 日 時 令和7年12月9日(火)

物件番号	予定時刻	入札件数
1～5	10時00分～10時30分	5
6～10	10時30分～11時00分	5

※ 入札は、物件番号順に行います。当日は時間に余裕を持ってご来庁ください。なお、庁舎駐車場のサービス券等は発行しません。公共交通機関等をご利用ください。

(3) 入札方法

入札書（様式3号）に記入して、横四つ折りにし、金額が見えないようにして入札箱に投函してください。

(4) 入札金額

- ① 入札金額は、月額賃料又は使用料を記入してください。
- ② 税抜き額（消費税及び地方消費税に相当する額を加算しない金額）を記入してください。
- ③ 内訳の合計額を記入してください。ただし、内訳金額は、それぞれの最低入札価格を下回らないようにしてください。また、この内訳金額は契約書等を作成の際に使用します。

(5) 落札決定価格

入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。ただし、土地（物件番号2の熊野地域センター屋外、3の蓮根地域センター屋外、桜川地域センター屋外、徳丸地域センター屋外、8の三園福祉園屋外）に設置する場合は加算されません。

(6) 入札保証金

入札保証金は免除とします。

(7) 入札及び開札に係る事項

入札及び開札に係る基本的事項は、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第9条から第22条の規定によります。なお、4ページの10条「封をして、」

と11ページの「封書の書き方」は削除したものとして読み替えます。

(8) 次の物件については、入札に制限があります。

対象物件：物件番号5、6

物件番号5を落札した場合は、物件番号6の入札に参加することはできません。

12 落札者の決定方法

(1) 最低入札価格以上で最高の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

(2) 落札者となるべきものが2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない区職員にくじを引かせるものとします。

13 契約の締結に係る事項

(1) 契約締結について

① 別途「区有財産有償貸付契約書」により、契約を締結するものとします。

② 契約保証金は免除とします。

③ その他契約の締結に係る事項については、「競争入札参加者心得【紙入札案件用】」の第23条及び第24条の規定によります。

(2) 契約締結の名義

入札参加申込書に記載された名義で締結します。

(3) 印紙税の取り扱い

契約書又は協定書に貼付する収入印紙は、落札者の負担になります。ただし、設置場所が建物内の場合は必要ありません。

14 担当・問い合わせ先

(1) 入札に関するご質問

総務部契約管財課管財用地係 電話 03(3579)2243
所在地 東京都板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 本庁舎北館7階

(2) 機器の設置に関するご質問

下記担当課係にお問い合わせください。

物件番号	担当課係	電話番号
1-A~E		
2-A~E	地域振興課 庶務係	03(3579)2161
3-A~E		
4-A~E		
5-A~D	文化・国際交流課 文化・国際交流係	03(3579)2018
5-E~F		
6-F~G	IT推進課 管理係	03(3579)2019
6-A	区政情報課 情報公開係(公文書館)	03(3579)2291
6-B	おとしより保健福祉センター 管理係	03(5970)1119
6-C~E		
7-A~B	長寿社会推進課 計画調整係	03(3579)2371
7-C~E		
8-E~F	スポーツ振興課 管理係	03(3579)2651
8-A	赤塚健康福祉センター 保健福祉係	03(3979)0511
8-B~C	障がい政策課 施設係	03(3579)2363
8-D	板橋東清掃事務所 管理係	03(3969)3721
9-A~B		
10-A~C	生涯学習課 社会教育推進係	03(3579)2633
9-C~E	赤塚支所 住民サービス係	03(3938)5113
10-D~E	環境政策課 環境教育係	03(3579)2233
10-F	資源循環推進課 資源循環協働係	03(3579)2258
10-G	志村福祉課 管理係	03(3968)2330